



# 島根県報

令和5年10月27日（金）

第 4 6 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（        ”        ）	2
保安林の指定（4件）	（        ”        ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（        ”        ）	4
地籍調査の成果の認証（2件）	（用 地 対 策 課）	5

---

**告 示**

---

**島根県告示第702号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路栗町827、829、小入道830から832まで、838、839、844、上ヶ床858、861-3、862

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町小路栗町827・829・小入道830・831・上ヶ床858・861-3・862（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第703号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島中村荷場山858-37

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

---

**島根県告示第704号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

---

## 1 保安林の所在場所

松江市八雲町東岩坂1835-2、3291、3296、3297

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町東岩坂1835-2・3291・3296・3297（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第705号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

出雲市多伎町小田1685-3、1686-11、1686-14、1695-3、1695-4、1733-8、2109、2145-1、2145-2、2148-1から2148-4まで、2193

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第706号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
出雲市多伎町奥田儀1267-1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第707号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
安来市広瀬町奥田原339-2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
広瀬町奥田原339-2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第708号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神1903-5、1903-7

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯南町八神1903-5・1903-7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第709号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	令和2年度～4年度	16枚	1冊	乙立⑭	令和5年10月18日
出雲市	令和3年度～4年度	12枚	1冊	乙立⑮	令和5年10月18日
出雲市	令和3年度～4年度	2枚	1冊	御田①	令和5年10月18日
浜田市	令和2年度～4年度	30枚	1冊	追原4-1	令和5年10月18日
大田市	令和3年度～4年度	8枚	1冊	祖式①	令和5年10月18日

## 島根県告示第710号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成31年度～令和4年度	33枚	1冊	嘉久志5	令和5年10月18日
鹿足郡津和野町	令和1年度～令和3年度	11枚	1冊	相撲ヶ原Ⅶ	令和5年10月18日

鹿足郡津和野町	平成30年度～令和3年度	28枚	1冊	笹山⑥	令和5年10月18日
鹿足郡津和野町	平成30年度～令和3年度	23枚	1冊	内美⑥	令和5年10月18日
鹿足郡津和野町	令和1年度～令和3年度	24枚	1冊	内美⑦	令和5年10月18日
鹿足郡津和野町	平成30年度～令和3年度	24枚	1冊	富田ハⅣ	令和5年10月18日